

所管部課	企画財政部企画政策課		部長	神山 尚	
件名	東大和市デジタル田園都市構想総合戦略アクションプラン（令和5年度～令和9年度）（案）について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
	関係事項	条例規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>国は、令和4年12月に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和5年度～令和9年度）を策定した。市においては、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、国の総合戦略を勘案して、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないとされている。</p> <p>このことから、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案し、第五次基本計画に包含された地方版総合戦略の実行計画として「東大和市デジタル田園都市構想総合戦略アクションプラン（令和5年度～令和9年度）（案）」を作成したことから報告するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を新たに定め、第三次基本構想の将来の都市像「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」とした。</p> <p>② 基本目標とその施策の目指す方向 第五次基本計画の重要施策のうち、重要施策1から3までを基本目標とするとともに、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案し、新たに「デジタル技術を活用した取組」を定めた。</p> <p>③ 取組内容 基本目標ごとに重要業績評価指標、具体的な施策、事業、実施目標等を定めて取組を推進するとともに、「デジタル技術を活用した取組」についても実施していく。</p> <p>④ 計画期間 令和5年度から令和9年度までの5年間</p> <p>(2) 影響及び効果 デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案して取組を進めるとともに、第五次基本計画の施策とあわせ、このアクションプランの施策を推進することにより、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年4月以降 東大和市まち・ひと・しごと庁内検討委員会等において検討 令和6年3月13日 東大和市まち・ひと・しごと庁内検討委員会委員長から標記の案について市長に報告</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>ブランド・プロモーションの推進に関する施策の実行計画（アクションプラン）は、別に定めるものである。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに策定事務を進めたい。 市議会議員への情報提供及び市公式ホームページ等による公表を行いたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。